

＜郵送による転出届について＞

「郵送申請による転出届・マイナンバーカードによる転出届」に必要な事項を記入のうえ、必要書類をそえて野洲市市民課へ郵送することで届出ができます。

郵送での転出の届出は、転出される方が、有効なマイナンバーカードをお持ちの方と、お持ちでない方で手続きが一部異なります。

なお、転入の届出は郵送ではできません。必ず新住所地の市区町村役場で手続きをしてください。

●有効なマイナンバーカードをお持ちの方

(転出される方のうち、お一人でも該当すれば、こちらでお手続きができます)

要 件	送付するもの (本人確認書類)	手続き完了 お知らせ
①異動年月日が14日以上さかのぼらない。 ②数字4ケタの暗証番号(住民基本台帳用)を覚えている。	①届出書 ②本人確認書類のコピー マイナンバーカード、運転免許証など官公署発行の証明書	ご指定のメールアドレスに通知

●通常の転出(マイナンバーカードをお持ちでない方など)

要 件	送付するもの (本人確認書類)	手続き完了 お知らせ
マイナンバーカードをお持ちでない方 または マイナンバーカードを持っているが、下記にひとつでも該当する場合 ①異動年月日が14日以上さかのぼる。 ②マイナンバーカードの数字4ケタの暗証番号(住民基本台帳用)を忘れた。	①届出書 ②本人確認書類のコピー [顔写真付きの書類がある] 運転免許証、マイナンバーカードなど官公署発行の証明書 [顔写真付きの書類がない] 健康保険資格確認書、年金手帳など官公署発行の証明書 ③返信用封筒(新住所または旧住所・氏名を明記し、切手320円貼付) ※切手内訳: 普通郵便110円+特定記録210円	転出証明書を郵送 ※新住所(転入先)または旧住所(野洲市の住所)に限ります。

※実際の転出届出日は、野洲市役所で転出の手続きを行った日となります。

※郵送等による転出届は、異動されるご本人が届出してください。(同一世帯で他に転出者がおられる場合は、異動者の氏名欄にご記入ください。)

【送付先】

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原2100番地1

野洲市役所 市民課宛

郵送申請による転出届・マイナンバーカードによる転出届

野洲市長 様

年 月 日

下記のとおり、住所を変更しますので転出の手続きを届出します。

届 出 人	ふりがな		TEL ()	
	氏 名			※ 昼間に連絡のとれる電話番号
	住 所			
	メールアドレス			

※マイナンバーカードによる転出の場合は、メールで処理の完了を通知しますので、必ずメールアドレスをご記入ください。市民課 (simin@city.yasu.lg.jp) から通知します。

転 出 の 種 類 <u>どちらかにレ点 してください</u>	☐ マイナンバーカードによる転出	マイナンバーカードによる転入ができます。 (郵便を投函してから転出届の処理が完了するまで 数日程度必要です。)
	☐ 通常の転出	転出証明書を郵送します。 (転出証明書の郵送まで数日程度必要です。)

異動(転出予定)年月日	年 月 日	※必ず記入してください※
-------------	-------	--------------

住 所	新		世 帯 主	新	
	旧	滋賀県野洲市		旧	

異動者全員の氏名 (届出人も記入してください)	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	昭・平・令・西暦 年 月 日
	男 ・ 女	昭・平・令・西暦 年 月 日
	男 ・ 女	昭・平・令・西暦 年 月 日
	男 ・ 女	昭・平・令・西暦 年 月 日
	男 ・ 女	昭・平・令・西暦 年 月 日

備 考 欄	
-------	--